

子育て短期支援事業のご案内

さまざまな事情により、お子さんの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等でお子さんをお預かりする事業です。
希望日の空き状況や心配なことなどについて、お気軽にお問い合わせください。



赤磐市
マスコットキャラクター
あかいわもちゃん

◆ 利用対象者

次のいずれかの理由で、家庭で一時的に養育できない0～18歳未満の児童

- ① 保護者の病気、育児疲れ・育児不安など
- ② 保護者の出産、看護、災害など
- ③ その他やむを得ない事情

◆ 利用施設、利用日数 及び 利用料

世帯の課税状況を確認のうえ、利用料を決定します。

① 0歳以上2歳未満：乳児院

② 2歳以上18歳未満：児童養護施設

利用者世帯区分	利用料（1日につき）
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	1,100円
その他の世帯	5,400円

利用者世帯区分	利用料（1日につき）
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	1,100円
その他の世帯	2,800円

注意：施設利用中の医療費、施設行事などの参加費用は、利用者の実費負担となります。

利用日数は、1回の利用につき7日間が上限です。

◆ 利用の流れ

- ① 子育て支援課（こども家庭センター）の担当者に、利用したい理由や希望日をお伝えください。
⇒ お子さんの住民票が赤磐市にあることや、お子さんの状況などを確認させていただきます。
感染症などにかかっている、医療機関で治療が必要、専門的な看護が必要などの理由で、施設での受け入れが困難な場合もありますので、アレルギーなども含め詳しくお伝えください。
- ② 担当者から各施設へ利用可能日を確認し、結果をご連絡させていただきます。
※ 施設の空き状況などにより利用できない可能性もありますので、ご希望の予定がある場合は、お早めにご相談ください。
- ③ 「申請書」に必要書類を添付して、子育て支援課へご提出ください。
- ④ 利用が決定したら、子育て支援課から「利用依頼書」を同封して「通知書」をお渡しします。
- ⑤ 利用日当日に、「利用依頼書」と利用料を施設へ渡して、施設の担当者と面談してください。

◆ 注意事項

- ① 施設への送迎は、お家の方が行ってください。
- ② 施設利用中は、保育園や学校などへの通園・通学はできません。

<問い合わせ先>

赤磐市役所 子育て支援課（こども家庭センター）

電話番号：086 - 955 - 2615

受付時間：平日の8:30～17:15